

(仮) プラスチック廃棄物の減量及び再利用の推進基本方針
(案)

令和5年〇月
国分寺市

— 目 次 —

1	(仮) プラスチック廃棄物の一括収集の検討に至る背景	1
2	検討状況	1
3	もやせないごみ・資源プラスチック量の推移	2
4	もやせないごみにおけるプラスチック混入率	2
5	資源プラスチック及び(仮) プラスチック廃棄物に係る 処理経費 比較	3
6	有料化の目的・効果	4
7	多摩26市の資源プラスチック(容器包装プラスチック) 有料化導入状況	4
8	指定収集袋の種類	4
9	指定収集袋の価格設定	5
10	指定収集袋の販売方法	5
11	収集頻度	5
12	有料化と併せ実施していく市の主な取り組み (新規) リサイクル協力店の拡大・拡充 (新規) 指定収集袋(梱包袋)における広告収入 (継続) 廃棄物処理手数料の免除世帯への指定収集袋の無料交付	5
13	今後の進め方	7

参考資料

(仮) プラスチック廃棄物分別フローチャートイメージ	8
----------------------------	---

1 (仮) プラスチック廃棄物の一括収集の検討に至る背景

市ではこれまで、平成14年1月から市内全域で容器包装プラスチックを資源プラスチックとして、製品プラスチックはもやせないごみとして分別し、資源化を図ってきました。

しかしながら、海洋プラスチック問題、気候変動問題等、地球規模での環境問題が懸念されていることから、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、国は令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、市町村に対して、これまでの容器包装プラスチックに加えて、製品プラスチックについても分別収集及び再商品化することを努力義務としております。

そのため、市においてもごみの発生抑制、分別によるごみの減量、資源化の促進を図り、更なる循環型社会の形成の早期実現に向けて、容器包装プラスチックと製品プラスチックを合わせた分別収集及び再商品化に取り組む対応が必要となりました。

2 検討状況

市では、市の附属機関である国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会(以下「審議会」という。)に「(仮) プラスチック廃棄物の分別及び収集方法並びに、費用負担の在り方について」を諮問し、国の「プラスチック使用製品分別手引き」における分別基準を踏まえ、プラスチックの分類をはじめ、多摩26市の実績状況、収集量や収集回数の見込み、他自治体の費用負担の状況など様々な観点から意見をいただき計3回の審議を行いました。

その結果、以下のとおり答申をいただいております。

(1) (仮) プラスチック廃棄物として収集対象となるもの

①きれいで汚れない容器包装プラスチック

②プラスチックのみで構成される40cm未満の製品プラスチック

(2) (仮) プラスチック廃棄物として収集対象から除外するもの

①プラスチック製のおもちゃなど電池を使用する製品

②カセット・ビデオテープ等

(3) その他

①(仮) プラスチック廃棄物の分別収集の頻度は、週1回とすること。

②(仮) プラスチック廃棄物専用の指定収集袋には分別収集に係るコ

ストを適切に反映させ、価格は、もやせるごみ・もやせないごみの指定
収集袋の価格と格差を設け半額程度とすること。

③施策の導入に際しては、その背景や必要性について市民に十分な周知と
丁寧な説明を行うこと。

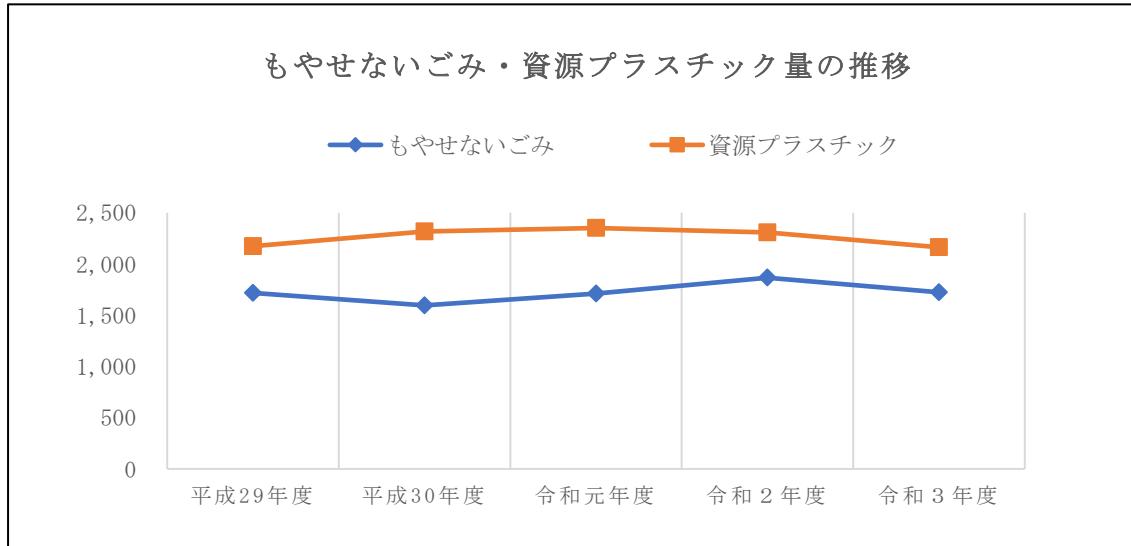
3 もやせないごみ・資源プラスチック量の推移

市のごみ・資源物の全体量は、家庭ごみ有料化実施後、市民の皆様のご協力により、毎年減少しています。

もやせないごみ量は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国での緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出により、市民の皆様の在宅時間が長くなつた影響により令和2年度は前年度比9.1%増加となっています。

もやせないごみ・資源プラスチック量の推移 (単位: t)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
もやせないごみ	1,717	1,596	1,710	1,866	1,725
資源プラスチック	2,173	2,318	2,351	2,307	2,163



4 もやせないごみにおけるプラスチック混入率

もやせないごみに混入している、各年度のプラスチック率及び重量は過去5年平均で36.1%，重量622tとなります。

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が施行され、これまでもやせないごみとして分別していた、製品プラスチック（プラスチック素材100%）について、新たに（仮）プラスチック廃棄物として、資源プラスチック（容器包装プラスチック）と併せ一括収集し、プラスチックの資源化を促進していきます。

もやせないごみにおけるプラスチック含有率及び重量の推移

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
混入率 (%)	29.2	35.5	37.4	43.0	35.5
重量 (t)	502	567	640	804	612

5 資源プラスチック及び（仮）プラスチック廃棄物に係る処理経費 比較

各家庭から収集するための収集運搬費、清掃センターなど中間処理施設における分別や梱包などを行うための中間処理費、資源プラスチックや（仮）プラスチック廃棄物の再資源化を行うための最終処分費と大きく 3 つに分けられます。

また、（仮）プラスチック廃棄物の処理経費については、令和 3 年度における資源プラスチックの処理経費を基に製品プラスチックと合せた処理経費として、参考までに試算しております。

資源プラスチックと（仮）プラスチック廃棄物処理経費 比較（単位：千円）

令和 3 年度	資源プラスチック	（仮）プラスチック廃棄物
①収集運搬費	150,887	208,307
②中間処理費	203,364	281,064
③最終処分費（再資源化）	15,999	63,240
計	370,250	552,611
収集量 (t)	2,163	2,785（見込）
1 tあたりの処理経費(円)	171	198

新たに発生する経費

- ① 収集運搬費（収集運搬車両）：57,420 千円
- ② 中間処理費（中間処理委託費他）：77,700 千円
- ③ 最終処分費（再資源化）：47,241 千円

6 有料化の目的・効果

令和4年4月1日より施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、市町村に対してこれまでの容器包装プラスチックに加えて、製品プラスチックについても分別収集及び再商品化することを努力義務としております。

そのため、プラスチック素材である容器包装プラスチックと製品プラスチックを合わせて分別収集及び再商品化し、同時に指定収集袋を有料化することが、ごみの発生抑制、分別によるごみの減量、資源化の促進等、循環型社会の形成に有効であり、さらには海洋プラスチック問題、気候変動問題、温室効果ガスの削減につなげることができることから、早期実施に向け力強く取り組んでまいります。

7 多摩26市の資源プラスチック（容器包装プラスチック）有料化導入状況

多摩26市において、15市で有料化を導入しており、令和5年度より新たに2市において有料化の導入を予定しています。

有料化導入市 (15市)	青梅市、府中市、 <u>昭島市</u> 、町田市、 <u>小金井市</u> 、小平市、 <u>日野市</u> 、 <u>東村山市</u> 、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、 武蔵村山市、 <u>多摩市</u> 、西東京市
令和5年度有料化実施予定市 (2市)	狛江市、稻城市
未導入市 (9市)	八王子市、立川市、武蔵野市、 <u>三鷹市</u> 、調布市、国分寺市、 福生市、羽村市、あきる野市

*太字：製品プラスチックと一括収集実施済（6市）

*有料化導入市等：令和5年3月末現在

8 指定収集袋の種類

指定収集袋は、家庭内で分かりやすく分別が明確となるよう、もやせるごみともやせないごみの2種類に加え、新たに「（仮）プラスチック廃棄物」専用の袋を作成します。

袋の大きさは、5ℓ、10ℓ、20ℓ、40ℓの4種類とします。

デザイン・形態は、当市での指定収集袋及び近隣市での指定収集袋と区別できるよう考慮します。梱包袋に広告掲載を行い、広告料収入等財源の確保に努めます。

また、指定収集袋を容易に識別できるよう配慮（触って識別できる工夫）します。

9 指定収集袋の価格設定

(仮) プラスチック廃棄物の指定収集袋の価格は、審議会からの答申内容を踏まえ、市民負担の軽減や更なる資源化の契機につなげるため、当市での「もやせるごみ・もやせないごみ」の指定収集袋の価格と格差を設け半額程度とします。

袋のサイズ	袋の価格（1枚あたり）
S 袋（5ℓ相当）	5 円
M 袋（10ℓ相当）	10 円
L 袋（20ℓ相当）	20 円
LL 袋（40ℓ相当）	40 円

10 指定収集袋の販売方法

市内及び近接市のスーパー、コンビニエンスストア等の指定収集袋取扱店において、「もやせるごみ・もやせないごみ」に加え、新たに(仮)プラスチック廃棄物の指定収集袋を販売していきます。

11 収集頻度

(仮) プラスチック廃棄物については、現在の資源プラスチックの収集日とし、毎週1回の収集とします。

また、もやせないごみについては、これまでとおり隔週の収集（月2回）に変更はありません。

12 有料化と併せ実施していく市の主な取り組み

■新規施策

（1）リサイクル推進協力店の拡大・拡充

市では、容器包装プラスチックやペットボトル、牛乳パックなどの製品を販売する店舗において、リサイクルに積極的に取り組んでいる事業者等を「リサイクル推進協力店」（以下、「協力店」という。）として認定し、ごみの減量・資源化に関する意識啓発や自主回収の促進に努めています。

今後、協力店の更なる拡大や、従来の製品に加え自主回収品目の拡充に努めてまいります。

リサイクル推進協力店

店舗名	ペットボトル	食品トレー	牛乳パック
いなげや ina21 国分寺西恋ヶ窪店	○	白色	○
いなげや 東恋ヶ窪店	○	白色	○
オーケー 国分寺店	○	白色・カラー	○
オーケー 西国分寺店	○	白色・カラー	○
コープみらい コープ国分寺店	○	白色・カラー	○
コープみらい コープ弁天通り店	○	白色・カラー	○
コープみらい コープ国分寺内藤店	○	白色・カラー	○
国分寺マルイ 食遊館	○	白色	○
株東武ストア 西国分寺店	○	白色	○
マルエツ 戸倉店	○	白色	○
サミットストア 恋ヶ窪店	○	白色・カラー	○

*令和5年4月1日現在

(2) 指定収集袋(梱包袋)における広告収入

新たに作成する(仮)プラスチック廃棄物指定収集袋の梱包袋に広告掲載を行い、広告料収入による財源の確保に努めます。

■継続施策

(1) 廃棄物処理手数料の免除世帯への指定収集袋の無料交付

(仮)プラスチック廃棄物の指定収集袋交付枚数

1世帯あたり：52枚（52週/年×1回収集/週=52枚）

～対象となる世帯～

- ① 生活保護法により保護を受けている者の属する世帯
- ② 児童扶養手当法により児童扶養手当を受けている者の属する世帯
- ③ 特別児童扶養手当法により特別児童扶養手当を受けている者の属する世帯
- ④ 身体障害者手帳1級又は2級・愛の手帳1度又は2度・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者が属し、かつ、その世帯が住民税非課税の世帯
- ⑤ 国民年金法第37条に規定する遺族基礎年金受給者のうち国民年金法の一部を改正する法律(昭和60年法律第34条)附屬第28条に該当する者の属する世帯
- ⑥ 75歳以上の者のみで構成される世帯で、かつその世帯が住民税非課税の世帯
- ⑦ 天災及び火災等の災害を受けた世帯

13 今後の進め方

今後のスケジュールは次のとおりです。5月にパブリックコメントを実施し、5月中旬から6月中旬にかけて（仮）プラスチック廃棄物の減量及び再利用の推進基本方針（案）の市民説明会を開催します。市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、より具体的な有料化の内容・手法等を明示し、令和6年4月から（仮）プラスチック廃棄物の一括収集を開始する予定です。

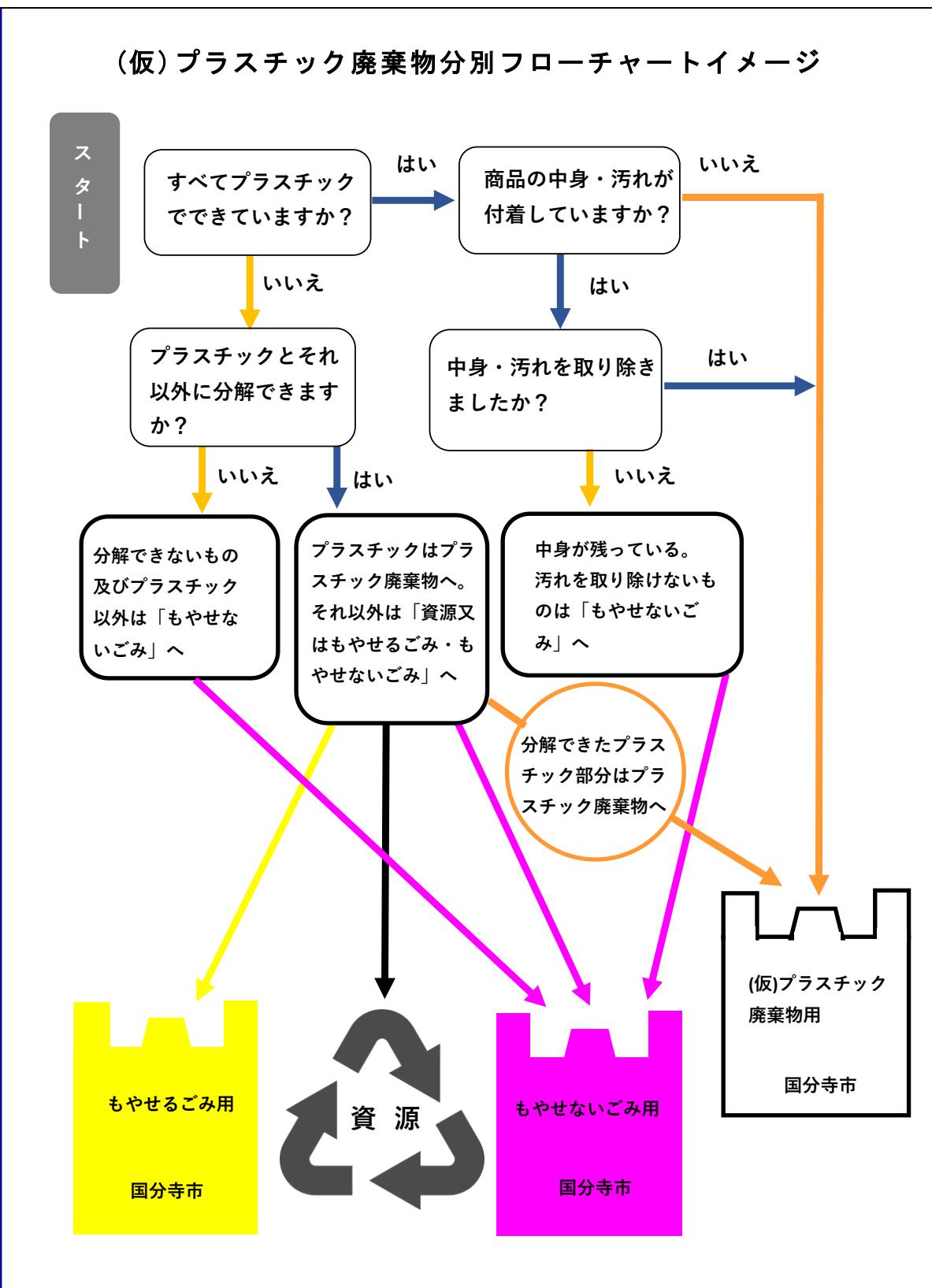
（仮）プラスチック廃棄物一括収集開始までのスケジュール（予定）

令和5年5月	（仮）プラスチック廃棄物の減量及び再利用の推進基本方針（案）のパブリックコメントと市民説明会の実施 開催箇所：4か所　開催回数：8回
令和5年9月	基本方針及び有料化の決定
令和5年12月	条例改正等
令和6年1月 ～3月	（仮）プラスチック廃棄物の分け方、出し方に関する市民説明会実施
令和6年4月	（仮）プラスチック廃棄物の一括収集実施
令和6年6月	（仮）プラスチック廃棄物の有料化実施

【参考資料】

※プラスチック廃棄物の更なる資源化推進を目指して！

(仮)プラスチック廃棄物分別フローチャートイメージ



(仮) プラスチック廃棄物の減量及び再利用の推進基本方針（案）

発行者 国分寺市

〒185-0013 国分寺市西恋ヶ窪3-33-3

電話 042-300-5303

編 集 国分寺市 建設環境部 環境対策課
ごみ減量推進課